

令和2年度 第1回 松本市地域包括ケア協議会

次 第

日時：令和2年9月28日（月）

午後7時～

場所：松本市役所大会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 役員の選出

6 会議事項

報告事項

(1) 在宅医療・介護連携委員会報告

ア 令和元年度在宅医療・介護連携委員会報告……………（資料1）

イ 令和元年度松本市医療と介護の連携支援室活動報告について…（資料1-1）

ウ 在宅医療・介護連携推進事業について……………（資料2）

(2) 生活支援体制整備委員会報告……………（資料3）

(3) 令和2年度松本市地域包括ケア協議会事業計画について……………（資料4）

(4) 認知症施策推進協議会報告 ……………（資料5）

7 その他

8 閉会

令和2年度 松本市地域包括ケア協議会 委員等名簿

R2.8.19現在

No.		委員名	構成団体名	委員会	
				医介	生活
1	新委員	唐沢 保之	松本市医師会	○	
2		平林 正明	松本市歯科医師会	○	
3		杉澤 哲	松本薬剤師会	○	
4	新委員	近藤 才子	長野県看護協会	○	
5		小林 勝	長野県理学療法士会	○	
6		藤原 亨	長野県作業療法士会	○	
7		齊藤 京子	松本市介護保険事業者連絡協議会 介護支援専門部会	○	○
8		宮武 千奈美	松本市介護保険事業者連絡協議会 訪問看護部会	○	
9		杉本 裕美子	松本市介護保険事業者連絡協議会 訪問介護部会	○	
10		田村 浩志	長野県松本保健福祉事務所	○	
11		清澤 秀彦	長野県社会福祉士会		○
12		矢久保 学	松本地域シルバー人材センター		○
13	新委員	臼井 真智子	JA松本ハイランド		○
14		代田 登	高齢者生活協同組合		○
15	新委員	中澤 孝	松本市町会連合会		○
16		草深 邦子	松本市民生委員・児童委員協議会		○
17		大門 千恵美	松本市健康づくり推進員連合会		○
18		小仁熊 恭夫	松本市高齢者クラブ連合会		○
19		鳥羽 良武	公募委員		○
20	新委員	坂井田 金一	公募委員		○
21		池上 俊彦	信州大学医学部附属病院・保健学科長	○	
22		宮田 和信	慈泉会相澤東病院 院長	○	
23		尻無浜 博幸	松本大学総合経営学部 教授		○
24	顧問	杉山 敦	松本市医師会会長 長野県医師会在宅医療推進委員会委員長	○	

(報告事項)

令和元年度在宅医療・介護連携委員会報告

1 委員会の開催

(1) 第1回 (元. 6. 18)

- ア 平成30年度松本市医療と介護の連携支援室活動報告について (報告)
- イ リビングウィルについて (報告)
- ウ 令和元年度の事業計画 (案) について (協議)
- エ 在宅医療と介護の実態把握調査 (案) について (協議)

(2) 第2回 (2. 1. 17)

- ア 令和元年度事業経過報告について (報告)
- イ 令和2年度事業計画 (案) について (協議)

2 主な事業報告

(1) 松本市介護と医療連携支援室の設置及び医療コーディネーターによる相談支援 (資料1-1)

(2) 松本市版リビングウィル (事前指示書) について

令和元年5月1日 松本市版リビングウィル (事前指示書) の運用を開始し、関係機関窓口等へ約1万3千枚配置するとともに、市民・関係者への周知啓発

(3) 松本圏域在宅医療・介護連携行政連絡協議会関係

- ア 松本保健福祉事務所及び管内3市5村による協議会 1回
- イ 入退院連携ルール運用状況調査 (11月入退院分) の実施と取りまとめ、結果報告

(4) 第7回甲信越在宅医療推進フォーラムの後援及び市民公開講座の開催

- ア 日時
令和元年9月22日 (日) 午後
- イ 内容
講演 演題 「地域を一つの“バーチャル病院”に見立てる」
講師 あおぞら診療所 (千葉県) 院長 川越正平 氏
- ウ 参加者数
延320名 (フォーラム全体の参加者数)
- エ 会場
アルピコプラザホテル

(5) 多職種連携研修会について

- ア 日時
令和2年2月8日 (土) 午後

イ 内容

講演 演題 「人生の最終段階における透析療法について考える」

講師 松本市立病院内科・腎透析センター長 赤穂伸二 氏

事例発表・意見交換

地域包括支援センター多職種連絡会の報告

ウ 参加者数 128名

エ 会場 松本大学

(6) 在宅医療と介護の実態把握調査等について

県医師会が実施した「在宅医療推進にかかる実態調査」と、長野県が事業所を抽出して実施した「介護サービス事業所調査」、その他調査から在宅医療・介護連携について現状や課題を把握

(7) 自立支援型個別ケア会議の立ち上げ

医療専門職が加わり、介護予防・自立支援・重度化防止の観点で介護予防計画を検討し、高齢者の課題解決・参加者全体のスキルアップとネットワーク構築・介護予防ケアマネジメント支援等を行う「介護予防のための地域ケア個別会議」（本市名称「自立支援型個別ケア会議」）を立ち上げ（開催回数6回）

令和元年度 松本市医療と介護の連携支援室 活動報告

1 地域包括ケアシステム構築支援

(1) 地域ケア会議等への出席 24回

(2) 地域包括ケア協議会等への出席 6回

在宅医療・介護連携委員会、認知症施策推進協議会、地域包括ケア推進研修会、自立支援型個別ケア会議、民生児童委員ブロック研修会、連協全体研修会

2 在宅医療連携拠点の体制整備

(1) 連携先の開拓趣旨説明、訪問等 54回

(2) 連携体制の整備

松本市版リビングウィルについて救急医療情報キット担当者と協議、中信地区老人ホームの会出席（リビングウィルを考える会開催）、難病対策松本地域連携会議、在宅医療連携推進セミナー、キャラバンメイト交流会、歯科医師会、薬剤師会研修会等の周知協力、地域医療連携担当者との意見交換会、医師会在宅医療勉強会など

3 周知・啓発に関する事項

(1) 多職種参加による研修会の実施

- ・地域包括支援センターエリアでのケアマネジャー勉強会支援
- ・地域包括支援センターエリアでの多職種連携研修会支援
- ・専門職対象リビングウィルを考える月例会
- ・松本薬剤師会 ワールドカフェ
- ・令和2年2月8日 多職種連携研修会 企画～実施

(2) 市民向け講演会の実施

- ・9月22日 甲信越在宅医療推進フォーラム
- ・市民対象（リビングウィルを考える会）25回

4 医療分野に関する各種相談対応に関する事項

個別相談への対応 延べ104件

- ・県外医療機関から市内自宅への退院調整依頼
- ・院内でのリビングウィルについて
- ・寝たきり高齢者の眼科受診について
- ・胃ろうに関して悩んでいるなど

5 その他

会議等への出席 包括支援センター主任ケアマネの会等 50回

MC 事後検証会、松本訪問看護研究会、しんしゅう会議、厚労省セミナーなど

6 医療と介護の連携強化に向け、今後必要な事項

- (1) 松本市版リビングウィルの完成、公開・運用開始ができたが、これで終わりにせず住み慣れた地域で家で自分らしく最期まで生活できる地域づくり、地域包括ケアシステムの一環として ACP・リビングウィルの重要性の周知啓発を継続していくこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策として、今後に備え情報伝達の確認方法をはじめ、オンラインでの研修等の環境整備を急いでおこなうこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、在宅支援事業者の助け合いの仕組みをつくること。

* * * * *

<在宅医療・介護連携推進事業の手引き ver. 3 より抜粋>

在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置することにより、地域の医療・介護関係者や地域包括支援センターから、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援する。

—手順—

- ア. 在宅医療と介護の連携に関する支援を行うため、地域の在宅医療と介護の関係者（又は関係団体）が連携について困った際に、相談する先（窓口）が、医療・介護関係者に明示的にわかるよう、相談窓口の設置を行う。なお、相談窓口については、地域の実情に応じて、既存の窓口に機能を付与することも可能である。
- イ. 相談窓口配置する人材は、看護師、医療ソーシャルワーカーなど医療に関する知識を有し、かつ、介護支援専門員資格を持つ者など介護に関する知識も有し、実務経験がある者が望ましい。このような人材を配置することが難しい場合等においては、相談の対応について郡市区等医師会等と連携しながら対応する体制が必要である。
- ウ. 地域の医療・介護関係者等に対して、相談窓口の連絡先、対応可能な時間帯等を周知する。医療関係者への周知には郡市区等医師会等、介護関係者への周知には地域包括支援センター等の協力を得ることが望ましい。なお、高齢者が利用する介護サービス事業所や医療機関は、当該市町村内とは限らないため、市町村内の関係者のみならず、当該市町村外の医療・介護関係者に対しても相談窓口（連絡先）がわかるように、実施主体である市町村のホームページなどに掲載することが必要である。
- エ. 相談窓口の運営については、地域における在宅医療・介護の連携を支援・促進する拠点としての役割も期待されることから、市町村や郡市区等医師会及び看護・介護等の職能団体（事業者団体）等の地域における医療・介護関係者との会議の活用等により運営方針を策定・共有し、それに基づいて実施計画を策定した上で相談を受け付ける。
- オ. 定期的に相談内容等を取りまとめ、医療・介護関係者間で共有し、実施計画を見直していく。

在宅医療・介護連携推進事業について

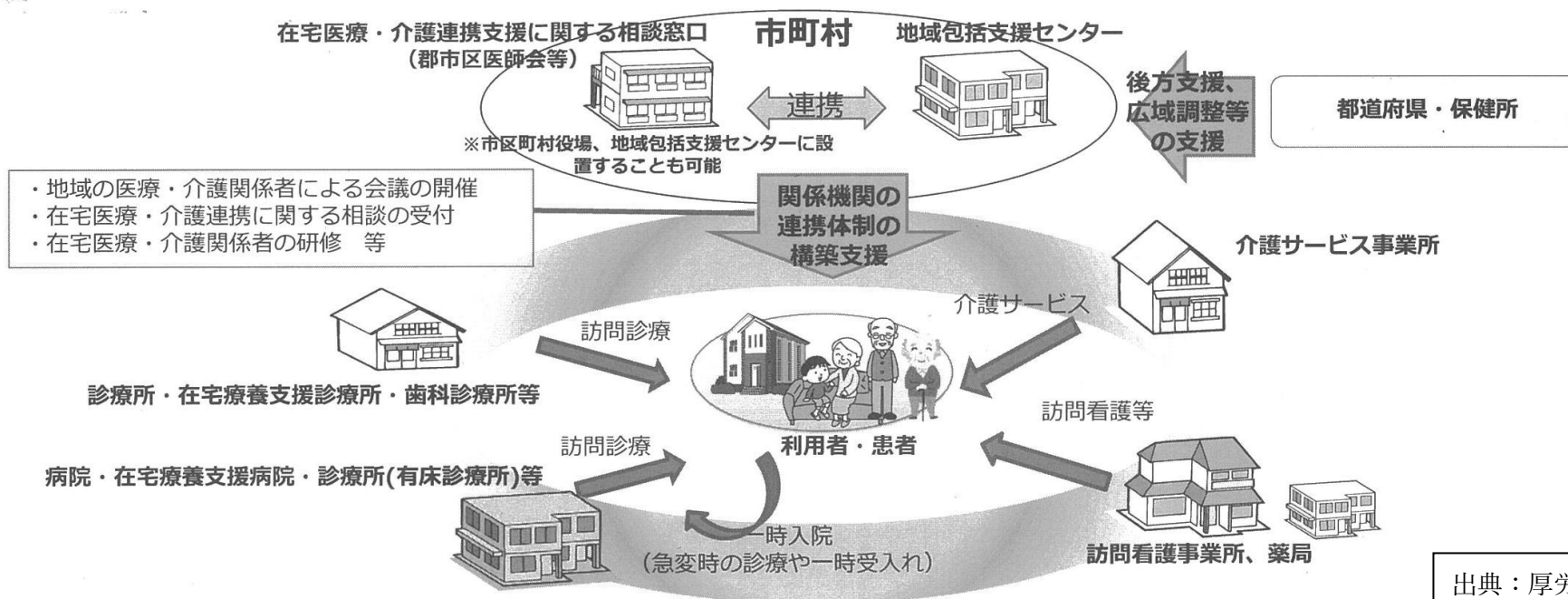
在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

（※）在宅療養を支える関係機関の例

- ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



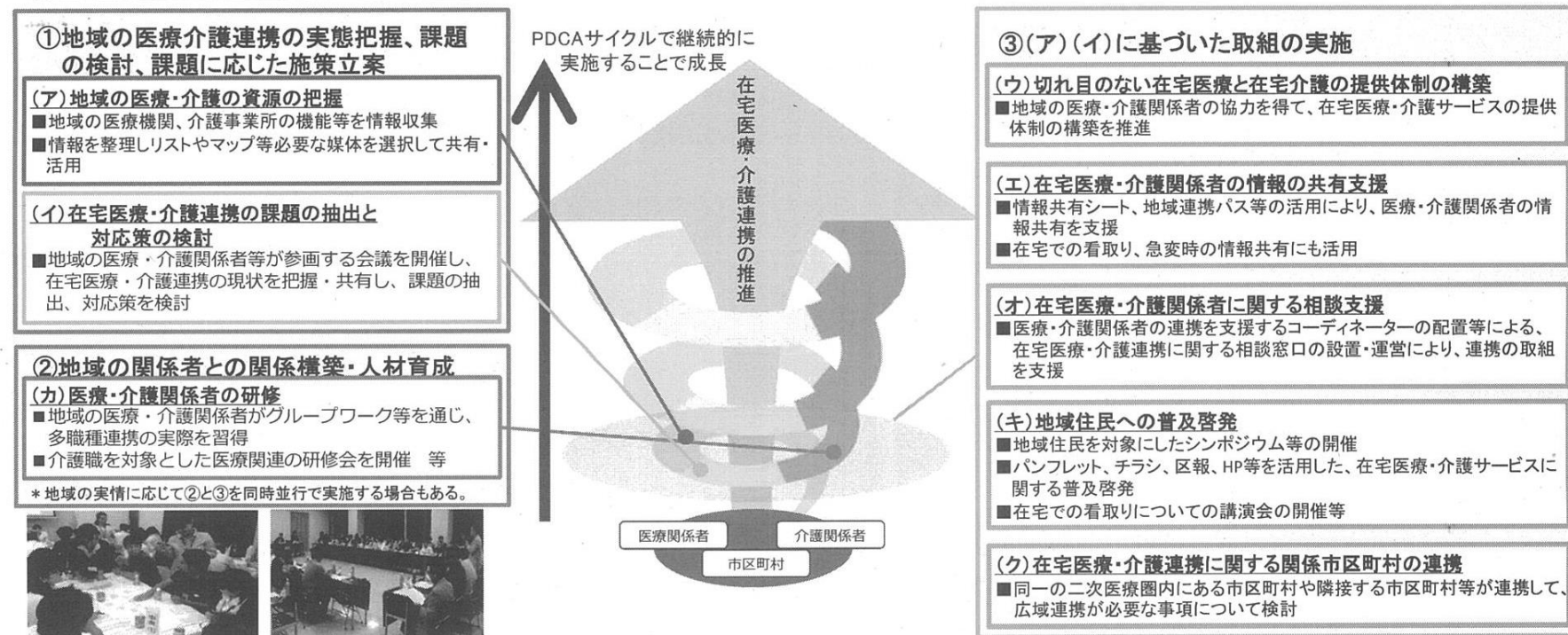
在宅医療・介護連携推進事業

第7回在宅医療及び医療・
介護連携に関するW G
平成30年11月12日

参考
資料
3

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～27年度）により一定の成果。それを踏まえ、平成26年介護保険法改正により制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等関係団体と連携しつつ取り組む。
- 本事業の（ア）～（ク）の8つの事業項目すべてを、平成30年4月にはすべての市区町村が実施。
- 8つの事業項目は、郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県は、市町村における事業の進捗状況等を把握し、地域の課題等を踏まえ、都道府県医師会等関係団体と緊密に連携しつつ、保健所等を活用しながら、市区町村と郡市区医師会等関係団体等との協議の支援や、複数市区町村の共同実施に向けた調整等により支援。
- 国は、事業実施関連の資料や手引き、事例集の整備、セミナーの開催等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

事業項目と事業の進め方のイメージ



* 図の出典：富士通総研「地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための多職種研修プログラムによる調査研究事業」報告書の一部改変（平成27年度老人保健健康増進等事業）

参考条文

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（地域支援事業）

第百十五條の四十五 （略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～三 （略）

四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）

五・六 （略）

3～5 （略）

（市町村の連絡調整等）

第百十五條の四十五の十 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができる。

2 市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業の関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならない。

3 都道府県は、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業に関し、情報の提供その他市町村に対する支援に努めるものとする。

○介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

（法第百十五條の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業）

第百四十條の六十二の八 法第百十五條の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う事業

二 医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者（以下この条において「医療・介護関係者」という。）により構成される会議の開催等を通じて、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討する事業

三 医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策を企画及び立案し、当該方策を他の医療・介護関係者に周知する事業

四 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業

五 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

六 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業

七 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業

八 他の市町村との広域的な連携に資する事業

○松本市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱

平成 31 年 3 月 29 日

告示第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、在宅医療と介護の連携を推進し、高齢者の保健福祉の増進と本市の地域包括ケアシステム構築に資することを目的として、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する在宅医療・介護連携推進事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、松本市（以下「市」という。）とする。ただし、市は、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる法人等に委託することができる。

(事業内容)

第 3 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の医療及び介護資源の把握
- (2) 在宅医療及び介護連携の課題の抽出並びに対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療・介護の連携体制の構築推進
- (4) 医療及び介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療及び介護連携に関する相談支援
- (6) 医療及び介護関係者向け研修の実施
- (7) 地域住民への在宅医療・介護の連携に関する情報の普及啓発
- (8) 在宅医療及び介護連携に関する関係市町村との連携

(秘密保持)

第 4 条 この事業に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年度 松本市在宅医療・介護連携推進事業の取組み

事業項目		取組み内容
① 地域の医療・介護課題に応じた実態把握、立案	(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	・医療・介護資源マップの管理（医師会ホームページの更新） ・マップを三師会、市ホームページへ掲載 ・在宅医療・介護に関するデータの把握（実態調査等の実施）
	(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	・地域ケア会議（協議会・地区・個別）等で課題の抽出、解決策の検討 ・課題の対応方法についての継続協議（庁内推進会議等） ・第8期計画に向けての検討
② 地域構築・関係人材育成の関	(カ) 医療・介護関係者の研修	・多職種連携研修会の開催（全市・包括エリアごと） ・ケアマネ勉強会の開催（全市・包括エリアごと） ・自立支援型個別ケア会議の立ち上げ ・総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）実施事業所職員研修会の開催 ・リビングウィル・人生会議の周知・啓発 ・関係機関主催の勉強会等の周知と参加
	(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	・多職種連携シート、入退院連携ルールの策定と周知、運用状況調査 ・お薬手帳への緊急時連絡先カードの貼付の推進 ・松本圏域在宅医療・介護連携行政連絡協議会への参加 ・関係機関主催の在宅医療に関する勉強会の周知と参加 ・リビングウィル、人生会議に関する出前講座等の開催 ・救急医療情報キットの周知と活用方法の検討、見直し協議

③ (ア) (イ) に 基 づ いた 取 組 みの 実 施	(エ) 医療・介護 関係者の情報 共有の支援	・お薬手帳へ緊急時連絡先の貼付 ・入退院連携ルール、多職種連携シートの周知、運用状況調査と結果の報告 ・松本版リビングウィルの周知と運用開始 ・松本市高齢者福祉のしおりの作成と配布 ・インフォーマルサービスと地域資源を集約した「みんなのお助け知恵袋」の配布
	(オ) 在宅医療・ 介護関係者に 関する相談 支援	・医療と介護連携強化事業を松本市医師会へ委託し、「松本市介護と医療連携支援室」の設置 ・医療コーディネーターの周知 ・医療コーディネーターによる医療・介護関係者等からの相談への対応 ・介護と医療連携支援室の活動報告、協議会での情報共有
	(キ) 地域住民 への普及啓発	・市民啓発講演会の開催 ・高齢者福祉のしおりで介護保険制度等の周知（出前講座） ・リビングウィルに関する周知・啓発、出前講座 ・地区ふれあい健康教室、出前ふれ健等における健康教育、介護予防等の啓発 ・地域ケア会議から発展した地区の取組みをまとめた事例集（vol. 4）（別添）の作成、配布と出前講座等での内容の周知
	(ク) 在宅医療・ 介護連携に 関する関係 市町村の 連携	・松本圏域在宅医療・介護連携行政連絡協議会への参加 ・広域で取り組むべき課題等についての検討（入退院連携ルールの運用状況調査等） ・在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況、課題等の共有

(報告事項)

令和元年度生活支援体制整備委員会報告

1 委員会の開催

(1) 第1回 (元. 6. 27)

ア 生活支援体制整備事業について

イ 令和元年度生活支援体制整備の取り組みについて

(2) 第2回 (2. 1. 22)

ア 令和元年度事業経過報告について

イ 令和2年度事業計画(案)について

2 令和元年度生活支援体制整備事業報告

ア 地域に不足するサービスの創出、高齢者が活動できる場の確保
(資料3-1・3-2)

イ サービスの担い手の人材養成 (資料3-3)

ウ インフォーマルサービス「おたすけ知恵袋」の作成と配布

エ 地区生活支援員活動紹介動画作成

3 令和元年度地区生活支援員活動報告 (資料3-4)

通いの場（月1回以上開催）地区別充足率

R2.3.31現在

資料3-1

地 区	町会数*1	高齢者人口*2	第2層配置	サロン	いきいき百歳体操	合計	充足率%*3	備考
岡田	7	1,917		7		7	100	
本郷	26	4,114	R2	13		13	50	
四賀	14(27)	1,906	○	14	1	15	125	
第三	12	1,313		3	4	7	58.3	
入山辺	9(22)	904		5		5	55.6	
里山辺	16	3,292	○	12	6	18	113	
第一	5(19)	431		0	1	1	20	
第二	11(18)	952	○	4		4	36.3	
東部	11(15)	1,124		9		9	81.8	
中央	8(16)	789	○	7		7	87.5	
白板	12(14)	1,754	R2	14	1	15	125	
城北	13(14)	2,114	R2	7		7	53.8	
安原	9(11)	1,169		1		1	12.5	
城東	11(12)	1,121		1	5	6	54.5	
庄内	15	3,403	R2	12		12	80	
中山	6	1,271		1	1	2	33.3	
田川	9(11)	1,069		11		11	122	
鎌田	16(17)	4,226		8		8	50	
寿	12	3,392	R2	5		5	41.7	
寿台	8	1,201	○	7		7	87.5	
内田	9	721		6		6	66.7	
松原	7	824	R2	1		1	14.3	
松南	9	1,590	R2	9	1	10	111	
芳川	8	3,802		3		3	37.5	
神林	7	1,538		1	4	5	71.4	
笹賀	14	2,909	R2	9	1	10	71.4	
今井	14(15)	1,376		7	2	9	64.2	
島内	15(20)	3,249		4	3	7	46.6	
島立	8(10)	2,085		3		3	37.5	
新村	13(14)	1,109		12		12	92.3	
和田	10	1,137	R2	3		3	30	
梓川	27(28)	3,440	○	12	1	13	48.1	
安曇	4(7)	594		3		3	75	
奈川	1(14)	334		0	1	1	100	
波田	26(27)	4,581	○	24		24	92.3	

*1 世帯数50以下の町会を引いた数（○）は町会合計数。（○）がないものは、そのまま町会数を表す *2 R2.4.1

*3 世帯数51以上の町会数に対する開催数（町会公民館等に1か所を目指す）

福祉ひろば事業・公民館はカウントせず

生活支援サービス 地区別充足率

R2.3.31現在

資料3-2

地 区	高齢者人口*1	社協有償利用者	第2層配置	社協有償ボラ数	生活支援*2	充足率%*3	配食*4	送迎*5	ひろば送迎	買い物*6	見守り*7	備考
岡田	1,917	23		10		15.6	○		○			
本郷	4,114	60	R2	17	○	100	○	○	○	○とくし丸		
四賀	1,906	0	○	2	○	100	○	交通空白地運送	○	○とくし丸・他	○	
第三	1,313	14		6		13.7	○				(○)	
入山辺	904	5		1		3.3	○		○		(○)	
里山辺	3,292	23	○	9		8.2	○		○			
第一	431	5		1		7	○			○とくし丸		
第二	952	12	○	3		9.4	○		○	○とくし丸		
東部	1,124	13		2		5.4	○			○とくし丸		
中央	789	5	○	1	○	100	○	○		○とくし丸	○	
白板	1,754	17	R2	3		5.1	○			○とくし丸・他		
城北	2,114	31	R2	8	(○) 備考	11.4	○		○	○とくし丸・他		蟻北町会のみ
安原	1,169	27		17		43.6	○					
城東	1,121	10		7		21.4	○			○とくし丸		
庄内	3,403	18	R2	16	○	100	○	○	○			
中山	1,271	7		4	○ (庄内)	100	○		○			
田川	1,069	2		2		5.6	○			○とくし丸		
鎌田	4,226	14		11		7.8	○			○とくし丸		
寿	3,392	33	R2	19		16.8	○		○		(○)	
寿台	1,201	10	○	5		12.5	○					
内田	721	0		1		4.1	○		○			
松原	824	2	R2	8	備考	29.3	○		○			R2.4から開始
松南	1,590	20	R2	10	(○) 備考	18.8	○	(○)				一部町会のみ
芳川	3,802	25		16		12.6	○					
神林	1,538	5		5		9.7	○		○			
笹賀	2,909	14	R2	2		2.1	○	○			(○)	
今井	1,376	5		1		2.2	○		○			
島内	3,249	12		11		10.2	○	デマンドタクシー	○	○とくし丸	○(徘徊・緊急時のみ)	
島立	2,085	14		10	備考	14.4	○	デマンドタクシー		○とくし丸		R2.9から開始
新村	1,109	4		6		16.2	○	○	○			
和田	1,137	1	R2	0		0	○		○	OJA		
梓川	3,440	3	○	8		7	○					
安曇	594	0		0		0	○	交通空白地運送	○	一心太助		
奈川	334	0		0		0	週2	交通空白地運送		奥原商店	○	
波田	4,581	10	○	7		4.5	○					

*1 R2.4.1現在 *2 ()は町会単位で活動あり *3 高齢者人口の1割のニーズに対して、1人が週1回、3人分入れると仮定した場合の充足率
(地区対応の生活支援サービスがあれば100%とする) *4 週4日以上カバー(市または民間事業所)

*5 ドアツードアのもの *6 ドアツードアのもの。週1回以上

*7 緊急連絡先等が把握されて、定期的見守り体制が確立しているもの ()は町会単位で見守り体制有り

令和元年度人材育成講座の開催状況

1 市全域を対象にした講座

名称	日時	場所	対象および講師	参加者
送迎ボランティア立ち上げ研修 「申請許可・許可等が不要 の助け合いの支援に関する 講義と事例発表」	7/31	なんなん ひろば	対象：民生委員・町会長・高 齢者サポーター養成講座修 了生（スキルアップ研修）等 講師：県職員・集い場ふらっ と、ぽっかぽか波田	81
	12/3	梓川公民館		50
未来へつなぐ私たちのまちづく りの集い (公民館・地域づくり部主催) 「ボランティアの本質を高めよ う！」(パネルディスカッション)	2/16	M ウイング	対象：一般住民、高齢者サポ ーター養成講座修了生（スキ ルアップ研修）等 講師：内山二郎氏（長野県長 寿開発センター）	27

2 地区が主催の講座

地区	日時	対象および講師	参加者
東部地区レベルアップ講座 (公民館と共催) 「介護保険制度」 「まちづくりと地域包括ケア」	6/20	対象：民生委員・町会長他住民 講師：高齢福祉課、包括職員	30
	1/16		30
鎌田地区（健康づくり課主催） 「介護保険制度と地域の助け合 いについて」	10/3	対象：健康づくり推進員 講師：地域包括支援センター職員	30
中山地区地域づくり協議会 福祉対策部会人材育成研修 「住民の助け合いと生活支援コ ーディネーター」	10/28	対象：福祉対策部会委員 講師：浦野 千絵氏（生活支援コー ディネーター養成講師・協議体 オブザーバー、若年性認知 症支援コーディネーター）	10
里山辺地区「住民の助け合いを 進めるために」	1/18	対象：民生委員等住民 講師：浦野 千絵氏（同上）	12
中央地区 「傾聴を通じた助け合い」	2/5	対象：中央地区福祉互助会会員、住民等 講師：百瀬 敬子氏（山形村ももの会代表）	22

地区生活支援員 令和元年度の活動のまとめと令和2年度の取り組み

	第二地区	中央地区	寿台地区	里山辺地区	四賀地区	梓川地区	波田地区
共通する活動内容	○民生児童委員定例会や各団体の会に出席し情報共有 ○福祉ひろば事業（ふれあい健康教室、ひろば喫茶）への協力						
元年度の活動内容	○町会サロンを 10 町会で申請、7 町会で実施。地区内の医療法人と連携し、サロンへの協力を図る ○包括センターと連携し、個別に閉じこもり高齢者に町会サロンを紹介 ○70 歳以上独居高齢者の名簿整理 ○個別地域ケア会議への参加	○買い物支援の一つとして、朝市の継続を支援 ○福祉互助会の会員を個別訪問し、困りごとのニーズ調査、支援者とのマッチング ○認知症の方の居場所づくりを支援 ○身近な場所でお茶会の立上げ支援 ○個別地域ケア会議への参加	○既存事業の再検討 ○アンケート、相談業務からの事業の検討（休憩ベンチの設置、車いす貸出しサービス、地区通信の統合化） ○町会連合会と、高齢者を対象にランチ会を企画 ○町会連合会と、衣類、靴を中心とした移動販売（年2回）を企画 ○ひろばと連携し介護予防の運動教室を支援 ○地区独自のツールの開発 ・救急情報キットと介護予防アセスメントシート寿台版	○いきいき百歳体操の体験会を開催、5 町会+1 地区で立ち上げ支援 ○百歳体操開催に併せてお茶のみ希望があり、サロン申請を提案 ○地区診断書の項目を町会長に聞き取り ○ケアサポート会議（1 層・2 層・センター長）の実施 ○地区生活支援員通信の発行 ○地域の助け合い活動等に関する調査の実施	○独居高齢者宅に民生委員と同行訪問(1 町会) ○サロン立ち上げ支援(1 町会) ○全盲の方の就労施設からの帰路を、近隣住民が見守る支援体制づくりを実施 ○買い物支援に関する困りごと調査を実施 ○お出かけ支援 ○ガイドブック作成 ○百歳体操継続支援	○地域ケア会議や独居高齢者アンケートから課題を抽出し、民生委員と課題を共有 ○職員連絡会と別にコア会議を月1回 ○町会サロンの立ち上げ支援(2 町会) 「第1回サロンなんでも寄合所」開催（町会サロン情報交換の場） ○地区担当保健師、福祉ひろばと男性の通いの場の継続支援	○包括で相談件数の多い認知症の方のニーズを聞く ○サロン（デイホーム）2か所出席 ○独居高齢者アンケートから課題を把握 ○有償ボランティア立ち上げに向けて情報収集 ○地域の困りごとアンケートを民生委員・町会長に依頼 ○昨年度実施したモデル事業のまとめ ○今年度モデル町会へワークショップ実施の協力 ○地域と梓川高校の交流会の場

	第二地区	中央地区	寿台地区	里山辺地区	四賀地区	梓川地区	波田地区
2 年 度 継続及び 新たな取 り組み	○全ての町会でサロンの実施（実施場に店舗、企業、空き家も視野に入れて調整をする） ○近隣町会との共同開催 ○たくさんの方が参加できる取り組みの検討 ○男性参加のための「居酒屋公民館」の企画 ○困りごと支援のマッチング準備 ○担い手育成	○包括、ケアマネ、民生等他職種との連携 ○地区内の医師との連携 ○気軽に集まれる場づくり ○福祉ひろばと協力して町会サロン立ち上げ	○地区生活支援員サポーターの立ち上げを検討 ○人材育成講座の開催 ○スーパーをターミナルとし、買い物配達サービス ○寿台見守り助け合いマップ作成 ○民生が受ける委託業務をスムーズにできるよう連携 ○地区の困りごと、社協サービス等相談を受けることが多いので、知識を身につける勉強。仕組みづくり	○いきいき百歳体操サークル交流会の開催 ○地域の見守り活動、困りごとの支援 ○ボランティア活動に前向きな方と定期的に交流し、協力し行動するグループづくり ○生活支援のガイドブックの作成	○通勤見守り支援の継続及び支援の輪を広げる ○サロン活動のニーズに合わせた提案 ○包括、保健師等合同の新聞づくり ○災害時の支えあいマップ作り	○第2回サロンなんでも寄合所の開催 ○サロン立ち上げ支援 ○安心マップ改訂版作成、全戸配布 ○小規模多機能型居宅介護事業所の交流スペース活用方法の検討	○有償ボランティア立ち上げ検討 ○梓川高校生と地域（住民）の交流会の継続 ○高齢者安心マップの作成と周知の検討 ○町会ごとのニーズの把握 ○認知症カフェの開設支援とニーズの把握 ○地域資源の情報収集と、西部包括とともに高齢者に向けた情報発信の検討
協議体	○地域づくり協議会	○町会連合会 ○社協支会 ○公民館運営委員会 ○ひろば推進協	○福祉協議会（地区社協・ひろば推進協）	未設置	○福祉健康部会	○まちづくり協議会福祉部会	○まちづくり協議会総務部会

○松本市生活支援体制整備事業実施要綱

平成 31 年 3 月 29 日

告示第 59 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に規定する事業を実施することにより、生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

(コーディネート業務の実施)

第 2 条 市長は、地域における高齢者等の生活支援体制の整備を推進するため、次の各号に掲げる業務及び取組(以下「コーディネート業務」という。)を総合的に実施する。

- (1) 地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成等
- (2) 高齢者等が担い手として活動する場の確保等
- (3) 関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等
- (4) 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動との結び付け等

2 市長は、前項のコーディネート業務を委託により実施することができる。

(生活支援コーディネーター)

第 3 条 市長又は前条第 2 項の規定により委託を受けたものは、前条のコーディネート業務の実施に当たり、生活支援コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置する。

2 コーディネーターは、地域における助け合い及び生活支援サービスの提供実績のある団体に所属する者であつて、地域のコーディネート業務を適切に行うことができ、個人や所属する団体等の利益によることなく、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を有するものとする。

3 コーディネーターは、日常生活圏域(12 圏域)において活動する第 1 層コーディネーター並びに 35 地区の地区ごとに活動する第 2 層コーディネーターをもって構成する。ただし、地区及び構成については、必要に応じて見直しを行うことができる。

(協議体)

第 4 条 市長は、多様なサービス主体間の定期的な情報共有並びに連携・協働による地域福祉に関する課題の発見、地域資源の開発及び地域ニーズと地域資源の結び付け等を推進することを目的に、協議体を設置する。

2 協議体は、第 1 層協議体と第 2 層協議体によって組織する。

3 第 1 層協議体は、松本市地域包括ケア協議会生活体制整備委員会の委員をもって構成する。

4 第 2 層協議体は、地域の実情に応じ、地域の関係団体等が参画し構成することができる。

(秘密の保持)

第 5 条 協議体の構成員は、業務等を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年度松本市地域包括ケア協議会事業計画

1 協議会・委員会（予定）

- (1) 地域包括ケア協議会の開催 2 回（ 9 月、2 月）
- (2) 在宅医療・介護連携委員会 2 回（11 月、1 月）
- (3) 生活支援体制整備委員会 2 回（10 月、2 月）

2 在宅医療・介護連携推進事業

- (1) 多職種連携研修会の開催
 - ア 地域包括支援センターごとの多職種連携研修会
 - イ 全市レベルの多職種連携研修会（資料 4－1）
- (2) 松本市版リビングウィル（事前指示書）・人生会議の周知啓発
- (3) 情報共有ツール（入退院連携ルール・多職種連携シート）の周知と運用状況調査の実施
- (4) 松本圏域在宅医療・介護連携行政連絡協議会へ参加し、情報交換及び広域での取組みについて検討
- (5) 各種調査結果等から、在宅医療・介護連携における課題、目標、今後に向けた取組みを検討し、第 8 期介護保険事業計画へ反映（資料 4－2・4－3・別紙）

3 生活支援体制整備事業

- (1) 高齢者等実態調査より、通いの場および住民主体の活動の参加状況や希望している支援など、松本市の実態の分析を行い事業の方向性を決め、8 期の介護保険計画への反映
- (2) 生活支援コーディネーターや地区生活支援員を通して、地区ごとの通いの場や生活支援サービス等の把握と専門職への情報共有の強化を行う
 - ア 生活支援体制の把握（松本市全域および地域ごとのインフォーマルサービス冊子の作成と周知）
- (3) 生活支援コーディネーターの活動周知
 - ア 活動紹介動画作成と YouTube 松本市行政チャンネルへの配信
 - イ 地縁組織や関係団体への説明
- (4) サービス提供主体の連携の体制づくりの検討
- (5) 人材育成講座の開催
 - ア 高齢者サポーター（H28 から H30 まで養成）のスキルアップ講座の開催
 - イ 地区ごとの人材育成講座の開催
 - ウ 移動支援についての学習会（予定）

令和 2 年度 松本市多職種連携研修会（案）

1 趣旨

事業計画に基づき、松本市多職種連携研修会を下記のとおり実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、今年度は、下記のとおり集合方式の研修会ではなく、事前に録画する講演を期間限定で配信します。

2 研修会概要

(1) 実施方法

ア 講師の講演等を事前録画し、YouTube 松本市公式チャンネルで配信

イ 資料は、松本市公式ホームページに掲載

ウ 質問は事前に受付するとともに、視聴後一定期間受け付けます。

(2) 日時（配信開始）

令和 2 年 1 1 月 2 6 日（木）午前 1 0 時から令和 3 年 1 月 8 日（金）の予定

(3) 講演内容

ア テーマ「新型コロナウイルス感染症 現場で生かせる知識」

イ 講師 松本市立病院 循環器内科科長・感染対策室長 澤木 章二 氏

ウ 講師 松本市立病院 感染管理認定看護師 池田美智子 氏

(4) 受講方法

事前申し込み制

(5) その他

詳細は、改めてお知らせいたします。

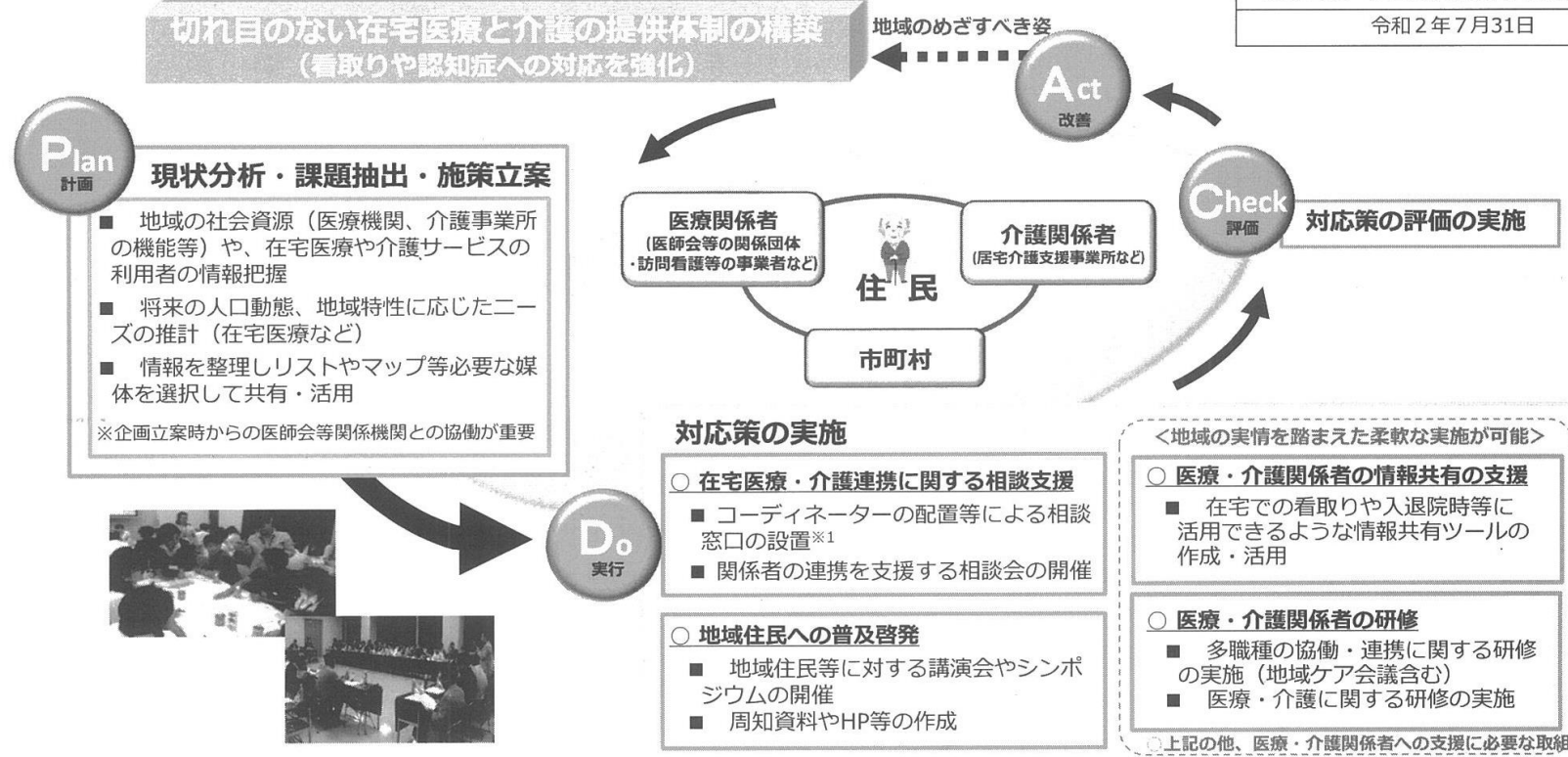
3 その他

現在、市内 1 2 の地域包括支援センターにおいて、担当エリア内の居宅介護支援事業所や介護保険サービス事業者等を対象にした多職種連携研修会を開催しています。これらの報告については、講演資料とともに掲載する予定です。

地域包括ケアシステムの実現に向けた第8期介護保険事業計画期間からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方

令和2年度 全国介護保険担当課長会議資料

令和2年7月31日



＜市町村における庁内連携＞ 総合事業など他の地域支援事業との連携や、災害・救急時対応の検討

都道府県(保健所等)による支援

○在宅医療・介護連携推進のための技術的支援

- 分析に必要なデータの分析・活用の支援
- 他市町村の取組事例の横展開
- 市町村の実情に応じた資源や活動をコーディネートできる人材の育成

○在宅医療・介護連携に関する関係市町村等の連携

- 二次医療圏内にある市町村等及び二次医療圏をまたぐ広域連携が必要な事項について検討・支援
- 都道府県の医療及び福祉の両部局の連携
- 関係団体（都道府県医師会などの県単位の機関）との調整や、市町村が地域の関係団体と連携体制を構築する際の支援

○地域医療構想・医療計画との整合

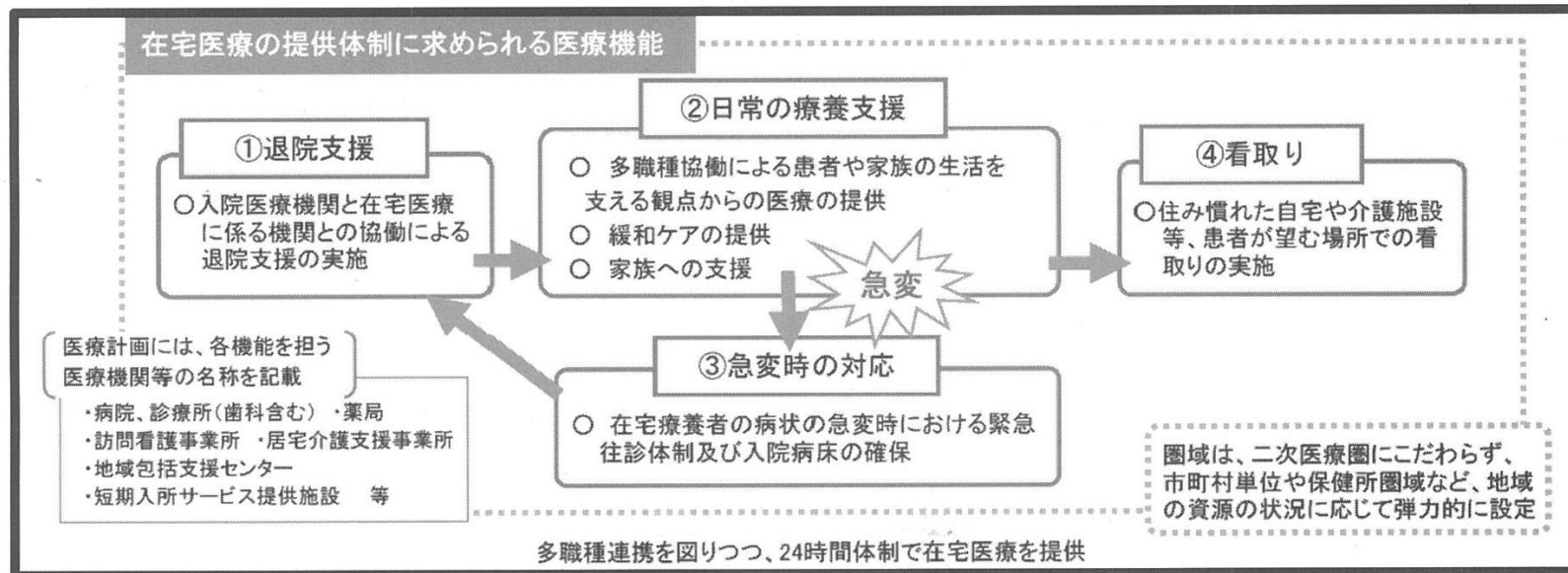
※1:市町村単独での相談窓口設置が困難な場合は、柔軟な対応も検討

期待されること：在宅医療の4場面別にみた連携の推進

図2-2. 在宅医療・介護連携に求められる4つの場面

- 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載。
- 国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ～



在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ①～④の機能の確保にむけ、積極的役割を担う
- ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
- ・他医療機関の支援
- ・医療、介護の現場での多職種連携の支援

・在宅療養支援診療所
・在宅療養支援病院 等

在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ①～④の機能の確保にむけ、必要な連携を担う役割
- ・地域の関係者による協議の場の開催
- ・包括的かつ継続的な支援にむけた関係機関の調整
- ・関係機関の連携体制の構築 等

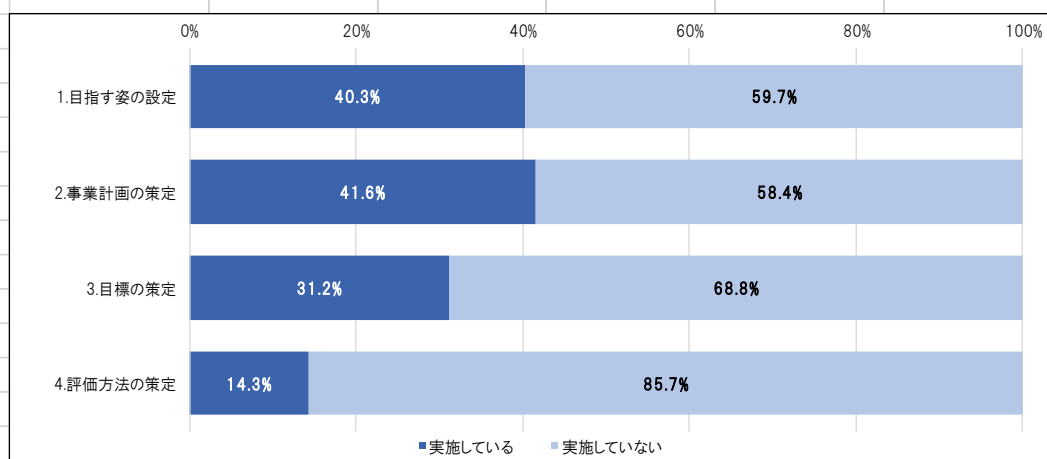
・医師会等関係団体
・保健所・市町村 等

在宅医療・介護連携の推進に向け本市が目指す姿について

令和元年度在宅医療・介護連携推進支援事業実施状況調査の結果（長野県内77市町村分）

貴市区町村では、在宅医療・介護連携を推進する上で、目指す姿・実現したい姿を設定し、それに基づいて事業計画、目標、評価方法を策定して事業を推進されていますか。

	%		回答数		合計値(N値)
	実施している	実施していない	実施している	実施していない	
1.目指す姿の設定	40.3%	59.7%	31	46	77
2.事業計画の策定	41.6%	58.4%	32	45	77
3.目標の策定	31.2%	68.8%	24	53	77
4.評価方法の策定	14.3%	85.7%	11	66	77



＊全国調査でも同様に、課題として「将来的な在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿がイメージできていないこと」をあげた市町村が26.2%と多く、最優先で検討する必要があります。

今後の事業の構築にあたり、本市が目指す姿(理想像)について共有するため、ご意見をお出してください。(別紙参照)

○ 最終的に目指す姿(理想像)

医療や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、切れ目のない在宅医療・介護を受け、暮らし続けられること

○ 4つの場面別の目指す姿(理想像)

< 日常の療養支援 >

< 急変時の対応 >

< 入退院支援 >

< 看取りの対応 >

(報告事項)

認知症施策推進協議会報告

1 令和2年度の方針

認知症になっても、その人の意思が尊重され、認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることができるよう、第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画「安心・いきいきプラン松本」の総括及び認知症推進大綱をふまえた次期計画の策定を行います。

2 令和2年度 松本市認知症事業計画

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発【予防及び共生】

ア 認知症サポーター養成講座の開催

60歳未満の若年層、企業、小規模な単位での地域住民等への開催
地域ケア会議との連携

イ 認知症研修会（講座）の開催

認知症の方・介護者の支援や地域住民の認知症予防を目的とし、専門職や地域とのネットワーク化のため、地域包括支援センター等小規模単位の企画の検討

(2) 容態に応じた適時適切な医療・介護の提供【予防及び共生】

ア 認知症思いやりサポートチーム（認知症初期集中支援チーム）の運営

(ア) チーム員会議 年12回予定

認知症の種別や症状に応じたケアのアドバイス

(イ) 認知症疾患医療センターとの連携

個別ケースを通じた連携

(ウ) 外部チーム員の専門的な関わりをさらに多職種に広げ、対応力を向上

イ 地域包括支援センター主催による地区ごとの物忘れ相談会の開催

(ア) 認知症チェックリストや専門職の活用を検討

(イ) 本人ミーティング、家族ミーティング等小単位の相談交流会の検討

ウ 認知症思いやり相談の相談継続開催 年6回

エ 認知症思いやりパスブック（認知症ケアパス）の積極的活用

相談者に限らず、地区活動や講座等での活用

オ 地域包括支援センターによる課題解決にむけた地域ケア会議等の実施

(3) 若年性認知症施策の推進【共生】

若年性認知症コーディネーター（県委託）、認知症疾患医療センター等関係機関と情報交換

(4) 認知症の方の介護者への支援【共生】

認知症カフェ等の開設・運営支援と助成事業の積極的活用の推進

(5) 認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進【共生】

ア 思いやりあんしんカルテの登録勧奨

イ 徘徊高齢者探知機の貸与

ウ 権利擁護の推進

(6) その他

住民主体の身近な通いの場の立ち上げ支援（健康づくり課）【予防】

令和２年度事業進捗状況について

(令和２年８月末現在)

事業名	内 容
1 認知症施策推進協議会	3回実施予定（7月実施済、11月、2月） 第1回（2. 7. 16） (1) 令和元年度事業報告及び令和２年度事業進捗状況（報告） (2) 若年性認知症支援広域ネットワーク会議開催（報告） (3) 高齢者等実態調査の結果を踏まえた第8期介護保険事業計画等の作成に向けた認知症施策（協議） (4) 城西病院認知症疾患医療センターの取組状況（紙面報告）
2 認知症思いやりサポートチーム	(1) チーム員会議開催数 4回 (2) 令和２年度支援対象者 9件実績 （R元年度より継続 2件、R２年度新規 7件） (3) 訪問回数 全 57回（延数）(4) チーム医 4名
3 認知症思いやり相談	(1) 開催回数 2回 (2) 相談件数 7件（相談者 6人）
4 認知症カフェ助成事業	地域包括支援センターを通じた周知
5 松本市地域包括支援センター事業計画に基づくセンター単位の事業	(1) 地域包括支援センター物忘れ相談会 ア 開催回数 23回 イ 相談者数 18人 (2) 思いやりあんしんカルテの周知・啓発 ア 登録件数 156件（累計 174件うち死亡等 18件） イ 活用件数 5件 (3) 認知症サポーター養成講座 ア 開催回数 31回 イ 養成サポーター数 1, 259人 (4) 認知症カフェ等への開設・運営支援 (5) 認知症思いやりパスブックの啓発・周知 (6) 地域ケア会議における認知症の個別症例検討件数 12件 (7) 認知症チェックリストの活用を検討
6 関係者向け認知症研修（認知症地域支援推進員、キャラバン・メイト、地域の認知症の方に関わる方等）	(1) ケアマネ勉強会（令和２年8月18日（火）） 「長野地域での認知症施策の実践～どのように本人ミーティングが始まったか～」長野県若年性認知症コーディネーター 伝田景光氏を招き、研修を実施。
7 今後の予定	(1) 若年性認知症支援広域ネットワーク会議（10月15日）への協力と本人ミーティング実施に向けての検討 (2) 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員との情報交換 (3) 世界アルツハイマーデーへの取組み（中央図書館でのブース展示など） (4) キャラバンメイト交流会・オレンジ研修会を各地域包括で実施

○松本市認知症施策推進協議会設置要綱

平成 27 年 4 月 15 日
告示第 277 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、認知症の高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくために必要な施策の推進を図るため、松本市認知症施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 認知症施策の推進及び検討に関すること。
- (2) 認知症施策に関する情報交換及び関係機関の連携に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 認知症施策に係る医療、福祉及び介護に係る事業団体の代表者
- (2) 有識者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。

○松本市地域包括ケア協議会設置要綱

平成 26 年 3 月 31 日
告示第 87 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のある生活を可能な限り継続できる地域包括ケアシステム(以下「システム」という。)の構築及びその推進を図るため、松本市地域包括ケア協議会(以下「協議会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) システムを支援するネットワーク構築に関する事項
- (2) システムの推進に当たっての地域課題等に関する事項
- (3) システムに必要な地域づくり・資源開発に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、システムの構築・推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護保険事業者
- (3) 福祉関係者
- (4) 地域関係者
- (5) 有識者
- (6) 行政関係者
- (7) 公募者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 協議会は、専門の事項について意見を聴くため、顧問を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(部会)

第 7 条 協議会は、専門的な事項を協議するため、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。